

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月2日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

景観シミュレーション用パーソナルコンピュータ1台、インクジェットプリンター10台、スキャナー11台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年9月1日から平成24年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県住宅部建築管理課

電話 026 (235) 7348

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月10日（金） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎401号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

建築管理課

公告

南佐久郡南牧村による樽の原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年 8月2日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年8月3日から8月30日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡南牧村役場

農地整備課

公告

平成19年7月20日、北安曇郡松川村による西部山麓地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成19年 8月2日

長野県北安曇地方事務所長 畑 中 和 良

農地整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所に備え置きます。

平成19年8月2日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

- 1 申請人の住所氏名 小諸市甲1830番地12
株式会社じゅういちプラスワン
代表取締役 原 龍 二
- 2 指 定 年 月 日 平成19年6月29日
- 3 指 定 番 号 佐久第297号
- 4 指 定 した 場 所 小諸市甲字大塚3700-9、-25
- 5 道 路 の 幅 員 6.05メートル
- 6 道 路 の 延 長 47.00メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県諏訪地方事務所に備え置きます。

平成19年8月2日

長野県諏訪地方事務所長 山 田 隆

- 1 申請人の住所氏名 茅野市湖東8576番1号
株式会社篠原不動産
代表取締役 篠 原 敏
- 2 指 定 年 月 日 平成19年6月29日
- 3 指 定 番 号 諏訪第948号
- 4 指 定 した 場 所 茅野市湖東字富士塚8098番8
- 5 道 路 の 幅 員 5.95メートル
- 6 道 路 の 延 長 15.50メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成19年8月2日

長野県上伊那地方事務所長 宮 坂 正 巳

- 1 (1) 申請人の住所氏名 駒ヶ根市赤穂2539番地1
有限会社ワイエム設計
代表取締役 吉 澤 正 敏
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年6月21日
- (3) 指 定 番 号 上伊那第487号
- (4) 指 定 した 場 所 駒ヶ根市梨の木15272-1、-5、-6、
-7、-8、-9
- (5) 道 路 の 幅 員 4.11メートル
- (6) 道 路 の 延 長 38.52メートル

- 2 (1) 申請人の住所氏名 駒ヶ根市赤穂1298番地2
株式会社サンポー
代表取締役 北 村 武 夫
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年6月27日
- (3) 指 定 番 号 上伊那第486号
- (4) 指 定 した 場 所 伊那市伊那4632番地9
- (5) 道 路 の 幅 員 4.03メートル
- (6) 道 路 の 延 長 65.76メートル
- 3 (1) 申請人の住所氏名 伊那市伊那部3090
株式会社パナホーム東海伊那営業所
営業所長 宮 嶋 成 光
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年7月3日
- (3) 指 定 番 号 上伊那第485号
- (4) 指 定 した 場 所 伊那市伊那1545-2番地
- (5) 道 路 の 幅 員 4.88メートル
- (6) 道 路 の 延 長 33.30メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成19年8月2日

長野県松本地方事務所長 鎌 田 泰 太 郎

- 1 (1) 申請人の住所氏名 安曇野市穂高有明4902
クルミ土地 胡 桃 謙 策
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年6月8日
- (3) 指 定 番 号 松本第236号
- (4) 指 定 した 場 所 安曇野市穂高有明170-1
- (5) 道 路 の 幅 員 6.00メートル
- (6) 道 路 の 延 長 19.20メートル
- 2 (1) 申請人の住所氏名 安曇野市穂高7581-1
株式会社等々力不動産
代表取締役 等々力 強
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年6月15日
- (3) 指 定 番 号 松本第237号
- (4) 指 定 した 場 所 安曇野市穂高柏原2948-1
- (5) 道 路 の 幅 員 4.00メートル
- (6) 道 路 の 延 長 20.03メートル
- 3 (1) 申請人の住所氏名 安曇野市穂高1831
有限会社浅川不動産
代表取締役 浅 川 登 志 雄
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年7月5日
- (3) 指 定 番 号 松本第238号
- (4) 指 定 した 場 所 安曇野市穂高7031-1
- (5) 道 路 の 幅 員 6.00メートル
- (6) 道 路 の 延 長 19.30メートル
- 4 (1) 申請人の住所氏名 大町市大町3052
株式会社相模組
代表取締役 相 模 一 男

- (2) 指 定 年 月 日 平成19年7月11日
 (3) 指 定 番 号 松本第239号
 (4) 指 定 した 場 所 安曇野市堀金三田1462-1
 (5) 道 路 の 幅 員 6.01メートル
 (6) 道 路 の 延 長 54.85メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北安曇地方事務所に備え置きます。

平成19年8月2日

長野県北安曇地方事務所長 畑 中 和 良

- 1 (1) 申請人の住所氏名 北安曇郡池田町大字会染6108-77
 有限会社あづみ野社
 代表取締役 遠 藤 一 彦
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年6月6日
 (3) 指 定 番 号 北安曇第346号
 (4) 指 定 した 場 所 北安曇郡松川村字神戸3214-3、3214-21、3214-25
- (5) 道 路 の 幅 員 6.00メートル
 (6) 道 路 の 延 長 34.85メートル
- 2 (1) 申請人の住所氏名 大町市大町5830-10
 有限会社北沢土地
 代表取締役 北 沢 幸 忠
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年6月18日
 (3) 指 定 番 号 北安曇第347号
 (4) 指 定 した 場 所 北安曇郡松川村字赤芝5721-2003
 (5) 道 路 の 幅 員 6.00メートル
 (6) 道 路 の 延 長 39.13メートル
- 3 (1) 申請人の住所氏名 大町市常盤3561-8
 原 山 惣 司
 大町市常盤1220
 原 山 しづゑ
- (2) 指 定 年 月 日 平成19年7月9日
 (3) 指 定 番 号 北安曇第348号
 (4) 指 定 した 場 所 大町市常盤字本郷3561-4、3561-14
 (5) 道 路 の 幅 員 4.00メートル
 (6) 道 路 の 延 長 26.20メートル

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月2日

長野県上小地方事務所長 安 江 幸 大

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
 平成19年度県営住宅踏入団地外5団地受水槽・高架水槽清掃等業務
- (2) 役務の特質
 県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃
- (3) 履行期間
 平成19年9月11日から平成19年10月30日まで
- (4) 履行場所
 上田市踏入1-6-21
 県営住宅踏入団地外5団地
- (5) 入札方法
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号の事業の登録を受けている者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
 上田市材木町1-2-6
 長野県上小地方事務所 建築課
 電話 0268(25)7143（直通）
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成19年8月30日（木） 午後1時30分
 イ 場所 長野県上田合同庁舎 101号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
 郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年8月24日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月2日

長野県北安曇地方事務所長 畑 中 和 良

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県営住宅大町第2団地外3団地消防用設備等点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

(3) 履行期間

平成19年9月1日から平成20年3月24日まで

(4) 履行場所

大町市大町5734-2

県営住宅大町第2団地外3団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本社を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課

電話 0261(23)6524(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月28日(火) 午後4時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 401号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年8月20日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。
平成19年 8月2日

長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長 峯 山 強

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社二葉建設	千曲市大字磯部651番地	平成19年 7月24日
滝澤水道設備	長野市篠ノ井塩崎187番地	平成19年 7月24日
株式会社新光建設工業	長野市松代町東条2921番地 1	平成19年 7月24日
有限会社ニコニコ住建	徳島県徳島市新浜本町 1丁目 8番71号	平成19年 7月24日
有限会社丸子設備	上田市長瀬1377番地 2	平成19年 7月30日
エールエンタープライズ	中野市大字中野2792番地 3	平成19年 7月30日
株式会社ミズキコーポレーション	坂城町大字坂城99578番地 2	平成19年 7月30日

事業課

公告

平成19年度の長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）、長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり行います。

平成19年 8月2日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

1 試験の対象となる職

- (1) 長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）
長野県の諸機関に勤務する臨床検査技師及び診療放射線技師の職
- (2) 長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）
長野県の諸機関に勤務する主事及び技師の職
- (3) 長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験
長野県内の市町村立小中学校又は共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）に勤務する県費負担の学校栄養職員の技師の職
- (4) 長野県市町村立小中学校事務職員採用試験
長野県内の市町村立小中学校に勤務する県費負担の事務職員の主事の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
中 級	臨床検査技師	若干名	生理学的検査業務
	診療放射線技師	〃	診療用放射線の照射撮影
初 級	行 政	10名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
	農 業	若干名	農業の振興 農業経営の指導援助等
	総 合 土 木	〃	道路、河川、都市計画等に関する企画、設計、施工管理等
	林 業	〃	林業の振興 林業に関する知識、技術の普及指導 治山事業等に関する企画、設計、施工管理等
学 校 栄 養	学 校 栄 養	〃	学校給食に関する専門的、技術的な業務
小 中 事 務	小 中 事 務	〃	庶務、経理等の学校事務

3 受験資格等

(1) 国籍及び生年月日

試験の名称	試験区分	国籍及び生年月日
中級	臨床検査技師 診療放射線技師	昭和47年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
初級	行政 農林 総合 土木 業	日本国籍を有する者で、昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
学校栄養	学校栄養	昭和47年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
小中事務	小中事務	日本国籍を有する者で、昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

(2) 資格又は免許

試験の名称	試験区分	資格又は免許
中級	臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者(平成20年の春までに当該免許を取得する見込みの者を含む。)
	診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者(平成20年の春までに当該免許を取得する見込みの者を含む。)
学校栄養	学校栄養	栄養士の免許を有する者(平成20年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。)

(3) この試験を受験できない者

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	対象となる試験		試験の内容
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	臨床検査技師 診療放射線技師	公務員として必要な短大卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	初級	行政 農林 総合 土木 業	公務員として必要な高校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	学校栄養	学校栄養	公務員として必要な短大卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	小中事務	小中事務	公務員として必要な高校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
専門試験	中級	臨床検査技師 診療放射線技師	試験区分に応じた短大卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験
	初級	農林 総合 土木 業	試験区分に応じた高校卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験
	学校栄養	学校栄養	短大卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題、専門試験は出題数40題です。

3 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配 点		基 準
	中級 初級(農業・総合 土木・林業) 学 校 栄 養	初級(行政) 小 中 事 務	
教 養 試 験	400 点	400 点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分においては当該試験区分の平均正答率
専 門 試 験	400 点	—	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率
合 計	800 点	400 点	

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成19年9月23日(日) 午前9時

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試 験 地	試 験 会 場
長 野 市	長野吉田高等学校(長野市吉田2-12-9)
	長野高等学校(長野市上松1-16-12)(予備会場)
松 本 市	松本県ヶ丘高等学校(松本市県2-1-1)
	松本深志高等学校(松本市蟻ヶ崎3-8-1)(予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

平成19年10月上旬に、第1次試験合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
作 文 試 験	一般的事項についての作文試験
口 述 試 験	個別面接(2回)による試験
適 性 検 査	職務遂行に必要な適性についての検査

イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は総合点にかかわらず不合格となります。

試験の方法	配 点	基 準
作 文 試 験	250点	83点
口 述 試 験	750点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち下位2段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
適 性 検 査		
合 計	1,000点	

ウ 日時及び場所

平成19年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成19年11月上旬に、最終合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県知事等）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として平成20年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。
- (4) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うことになります。

7 給与等

現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、次のとおりです。

試験の名称	試験区分	初 任 給
中 級	臨床検査技師 診療放射線技師	約166,600 円
初 級	行 政 業 農 合 土 木 業 総 林	約139,700 円
学 校 栄 養	学 校 栄 養	約155,700 円
小 中 事 務	小 中 事 務	約139,700 円

(注) 1 中級及び学校栄養の初任給は新規短大卒業者の、初級及び小中事務の初任給は新規高校卒業者の例であり、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

長野県人事委員会事務局
長野県の地方事務所
長野県東京事務所
長野県名古屋事務所
長野県大阪事務所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「中級請求」、「初級請求」、「学校栄養請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成19年8月8日（水）から8月24日（金）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。（土曜日及び日曜日は閉庁日です。）

なお、郵送による申込みは、8月24日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵便によるものは、8月27日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

9月5日（水）に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

- (1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	中級、初級(農業・総合土木・林業)及び学校栄養の受験者
	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数とその順位(不合格者を含む。) (2) 合格者の順位	初級(行政)及び小中事務の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験及び専門試験の出題分野一覧表

試験の方法	対象となる試験		出題分野
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	臨床検査技師 診療放射線技師	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む。) 判断推理 数的処理・資料解釈
	初級	行政 農業 総合土木 林業	
	学校栄養	学校栄養	
	小中事務	小中事務	
専門試験	中級	臨床検査技師	公衆衛生学 臨床検査総論(情報科学を含む。) 生理学 病理学(解剖・組織学を含む。) 臨床化学(生化学を含む。) 血液学 免疫・血清学 微生物学(医動物学を含む。)
		診療放射線技師	放射線物理学 放射線計測学 基礎医学 放射線生物学(放射衛生学を含む。) 診療画像機器学(医用工学を含む。) 診療画像検査学・X線撮影技術学 医用画像情報学(画像工学を含む。) RI検査技術学(放射化学を含む。) 放射線治療技術学 放射線安全管理学
	初級	農業	農業科学基礎 作物 野菜 果樹 草花 畜産 農業経営
		総合土木	数学・物理・情報技術基礎 土木基礎力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
		林業	森林経営 森林科学 測量 林産加工
学校栄養	学校栄養	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導・教育	

人事委員会事務局